

高鍋町告示第48号

平成29年第2回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年11月24日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 平成29年11月30日（木）

2 場 所 高鍋町議会議場

○開会日に応招した議員

池田 堯君	水町 茂君
山本 隆俊君	津曲 牧子君
岩村 道章君	岩崎 信や君
緒方 直樹君	柏木 忠典君
後藤 正弘君	中村 末子君
黒木 博行君	黒木 正建君
春成 勇君	八代 輝幸君
青木 善明君	永友 良和君

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成29年11月30日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号) [平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)]
- 日程第4 議案第57号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第58号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第59号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第60号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第61号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第62号 平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第10 議案第63号 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第64号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第65号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第66号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号) [平成29年度高鍋町一般会計補正予算(第6号)]
- 日程第4 議案第57号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第58号 高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第59号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第60号 高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 日程第8 議案第61号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について
 日程第9 議案第62号 平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）
 日程第10 議案第63号 平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第11 議案第64号 平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
 日程第12 議案第65号 平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第13 議案第66号 平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（15名）

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
7番 岩崎 信や君	8番 緒方 直樹君
10番 柏木 忠典君	11番 後藤 正弘君
12番 中村 末子君	13番 黒木 博行君
14番 黒木 正建君	15番 春成 勇君
16番 八代 輝幸君	17番 青木 善明君
18番 永友 良和君	

欠席議員（1名）

6番 岩村 道章君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
 議事調査係長 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	黒木 敏之君	副町長 ……………	児玉 洋一君
教育長 ……………	島埜内 遵君	教育委員長 ……………	黒木 知文君
農業委員会副会長 ……	永友 清太君	代表監査委員 ……………	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………			河野 辰己君
政策推進課長 ……………	三嶋 俊宏君	建設管理課長 ……………	恵利 弘一君
農業委員会事務局長 ……	鳥井 和昭君	産業振興課長 ……………	渡部 忠士君
会計管理者兼会計課長 ……	横山 英二君	町民生活課長 ……………	山下 美穂君
健康保険課長 ……………	徳永 恵子君	福祉課長 ……………	中里 祐二君
税務課長 ……………	杉 英樹君	上下水道課長 ……………	吉田 聖彦君

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から、平成29年第2回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。

第2回臨時会の招集により、11月27日10時より、第3会議室において、委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長を含む3人が出席、議会事務局から日程説明など2名が参加して、議会運営委員会が開かれました。

提案されたのは、衆議院解散に伴う選挙に関し、集計機器に関してその場での判断が求められ、やむなく専決処分したことによる（専決第5号）〔平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）〕と、人事院勧告及び宮崎県人事委員会勧告に伴い、議案第57号高鍋町一般職の職員給与に関する条例の一部改正についてから議案第61号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正が提案されます。

議案第62号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）については、さきに述べた人事院勧告などに伴う人件費の調整と寄附金、いわゆるふるさと納税見込みを15億円として、合計25億円となる見込みであり、それに伴う返礼品及び内部で処理していた申請受け付けに関する業務を行う外部会社に委託するもの、議案第63号から65号までの高鍋町特別会計補正予算3件については、人件費調整とのことでした。

議案第66号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）では、南九州大学跡地における造成工事は地権者の約74%の同意がとれたことに伴い、県の開発行為の認可を受けることとあわせ、造成工事費用の計上を行うものとの説明がありました。

執行部の説明の後、委員へ質疑を求めたところ、議案第62号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）に関し、今回提案のふるさと納税15億円の根拠について説明を求められました。執行部は、現在13億円になっており、15億円は達成できる見通しができたと判断したとの答弁がありました。

事務局は日程説明の後、意見はなく、臨時会を開くことに全員意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、緒方直樹議員、10番、柏木忠典議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（永友 良和） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、別記のとおり本日11月30日の1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日11月30日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第56号

○議長（永友 良和） 日程第3、議案第56号専決処分の承認を求めることについて、（専決第5号）〔平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）〕を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 皆さん、おはようございます。議案第56号（専決第5号）〔平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）〕について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、※10月に施行された最高裁判所裁判官国民審査に係る備品の購入費を補正したもので、開票事務を円滑に進めるに当たり早急に購入する必要がある、専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ248万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億8,317万1,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は、最高裁判所裁判官国民審査に係る投票読取集計機の購入費で、財源といたしましては、県支出金でございます。

以上、本案につきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時07分休憩

.....

午前10時07分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

○町長（黒木 敏之君） ちょっと訂正します。10月に施行と言いましたが、10月に執行されたと読み違えております。よろしく願いいたします。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 詳細説明を申し上げます。

予算書の6ページ、7ページをお開きください。歳入ですが、県支出金の衆議院議員選挙委託金248万4,000円を計上しております。

歳出について説明を申し上げます。8ページ、9ページになります。衆議院議員選挙費の備品購入費248万4,000円ですが、最高裁判所裁判官国民審査投票読取集計機

※後段に訂正あり

1台の購入費でございます。それまで使っておりました平成12年購入の投票読取集計機を点検しましたところ、修理ができず使用不能であることがわかりまして、買い替えざるを得なかったものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で説明は終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第56号専決処分の承認を求めることについて、（専決第5号）〔平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）〕について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 今回は最高裁判所に係る備品購入ということなんですが、現在所有している備品台数、そのうち使用不能な状況にあるのは何台であるのか。また、常時使うものではありませんので、管理はどのようにしているのか。今回のように、直前になって使用不可という場合もありますし、間に合う状況とならなかった場合の危機管理というのはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 選挙管理局長。

○選挙管理委員会事務局長（河野 辰己君） お答えいたします。

現在、投票用紙計数機が6台、投票用紙交付機が6台、最高裁国民審査投票読取集計機が1台ございます。そのうち、使用不能なものはございません。

これらの備品につきましては、選挙管理委員会事務室内に保管して、選挙が行われる際に点検を行いまして、使用不能な場合につきましては、買い替えや部品の交換ができるよう早目に対応をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第56号（専決第5号）〔平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）〕について、賛成の立場で討論を行います。

先ほど質疑を行いました。選挙時に使用する集計機器などについては、常時使用するものと違い管理については大変であると認識しております。現代では、投票用紙についても、折ってもすぐ開くような用紙となっているようですが、開票には機器のよしあしが左右されると考えています。機器の管理については、日ごろからきちんとすることと、悪くなっている備品については、常に購入検討などが行える体制を整えておくべきだと考えております。

今回の補正予算はやむを得ない支出として認められると判断し、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第56号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第56号専決処分の承認を求めることについて、（専決第5号）〔平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第6号）〕については承認することに決定いたしました。

日程第4. 議案第57号

日程第5. 議案第58号

日程第6. 議案第59号

日程第7. 議案第60号

日程第8. 議案第61号

日程第9. 議案第62号

日程第10. 議案第63号

日程第11. 議案第64号

日程第12. 議案第65号

日程第13. 議案第66号

○議長（永友 良和） 次に、日程第4、議案第57号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第13、議案第66号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上10件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第57号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、議案第66号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第57号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、今回の改正は人事院勧告及び宮崎県人事委員会勧告に準じて、本町職員の給与改定等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、若年層に重点を置いた給料表の引き上げ及び勤勉手当支給月数の引き上げでございます。

次に、議案第58号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について及び議案第59号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてでございますが、これらにつきまし

ては、国の特別職職員の期末手当の改定に準じて、本町の常勤特別職及び教育長の期末手当の支給月数を改正するため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第60号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について及び議案第61号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてでございますが、これらにつきましては、昨年の人事院勧告に伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正され、国から関係条例案が示されたことから、それに伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、児童福祉法改正による養子縁組里親の法定化に係る用語の改正、待機児童に係る育児休業期間の延長、育児短時間勤務制度の追加でございます。

次に、議案第62号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ17億6,472万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億4,789万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳出では、今議会に上程させていただいております、給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の調整並びにふるさと納税関係経費及び工業用地造成事業特別会計繰出金の追加で、財源といたしましては寄附金、繰入金及び繰越金でございます。

次に、議案第63号平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ59万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億6,126万2,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は、高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正や時間外勤務手当の追加に伴う人件費の調整で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第64号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ21万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億487万6,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では前議案と同じく人件費の調整で、財源といたしましては一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第65号平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ74万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億582万円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は前議案と同じく人件費の調整で、財源といたしましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、議案第66号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ9億1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億2,640万円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出は工業用地造成に係る事業経費で、委託料及び工事

請負費でございます。財源といたしましては、一般会計からの繰入金及び町債でございます。あわせて、工業用地造成事業の繰越明許費の設定及び内陸工業用地等造成事業の地方債の追加を行うものでございます。

以上、10件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 詳細説明を申し上げます。

議案第57号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例及び議案第58号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、並びに議案第59号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正についてでございますが、この3議案につきましては、人事院勧告等に基づき、国家公務員の給与改定が行われることに伴い、国に準じて職員の給与改定と一般職の期末手当及び特別職及び教育長の期末手当の支給割合の引き上げを行うものでございます。

まず、給与改定でございますが、民間企業との格差を埋めるため、平均0.2%の引き上げとなる給与改定となっております。世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いた改定となっております。ここでいう若年層とは30歳前後の職員であります。それにつきましては1,000円、高齢層、ここでいう高齢層というのは40歳前後の職員になります、この高齢層につきましては400円の引き上げとなっております。

次に、賞与、ボーナスにつきましては、民間の支給状況等を踏まえ、職員につきましては勤勉手当を0.1カ月分の引き上げ、期末手当が2.6月、期末手当が1.8月の、合計4.4月分となります。特別職及び教育長につきましては勧告に準じ、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げまして、年間支給月数が3.3月になるものでございます。

次に、議案第60号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、この条例改正案だけでは少しわかりづらいと思いますので、少し、より詳しく説明をしたいというふうに思っております。

本案につきましては、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防や発生時の迅速対応等の体制強化とともに、里親委託の推進の措置を講じるよう児童福祉法が改正されたことによるものでございます。

現在、社会的養護が必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状というふうに言われております。国は、家庭と同様の養育環境で育児を行う里親制度を積極的に推進をしております。

このような社会的背景に鑑み、養子縁組里親が法定化されたことによる用語の改正及び特別養子縁組の監護期間中の子と、養子縁組里親に委託されている子の要件に加えまして、養子縁組里親として委託される見込みだったものが、実の親の反対のため、養育里親として委託された子を加えるものでございます。養子縁組里親とは養子縁組を前提とする里親制度、養育里親とは養子縁組を前提としない里親制度のことをいいます。

また、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所で待機児童がいる場合、育児休業期

間を延長することができ、さらに再度の延長ができるようになります。さらに、職員の小学校就学の時期に達するまでの子を養育するために、職員は幾つかある勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務する制度を育児短時間勤務といますが、この制度についての取り扱いを定めたものでございます。

次に、議案第61号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、育児短時間勤務及び任期付短時間勤務職についての取り扱い等を定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 私のほうからは、議案第62号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）から議案第66号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）までの5件の補正予算について、詳細説明を申し上げます。

まず、議案第62号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、給与改定に係る条例改正等に伴う人件費、ふるさと納税関係経費、工業用地造成事業特別会計への繰出金について、予算編成をしたものでございます。

予算書の6ページ、7ページをお開きください。

歳入について説明をいたします。寄附金の総務寄附金、ふるさと納税15億円でございます。ふるさと納税の寄附金につきましては、一般会計補正予算（第4号）において今年度の寄附見込み額を10億円と見込み、増額補正4億5,000万円を補正計上したところでございますが、11月27日現在の寄附申し込みの実績は、既に13億円を超えている状況であります。今後も寄附申し込みが相当あると見込み、今年度の寄附見込み額を25億円に上方修正し、15億円を補正計上するものでございます。

増加の要因としましては、返礼品のPRをインターネット上や雑誌等で行うなど強化をしたことなどで知名度が上がり、返礼品のよさが全国の多くの方の目にとまり、寄附件数が大きく伸びているのではないかと考えております。

また、12月からはふるさと納税のポータルサイト寄附申し込みの窓口を2件ふやし、さらに寄附しやすい環境をつくっていくことにしております。

繰入金については、財政調整基金繰入金でございます。工業用地造成事業に充当してまいります。

繰越金につきましては、人件費等に充当をしております。

次に、歳出について説明を申し上げます。8ページからになります。

人件費をそれぞれの費目において計上しておりますが、職員につきましては給料表の引き上げに伴うもの、勤勉手当の支給月数の引き上げによるものなどを調整計上し、町長、副町長、教育長につきましては、期末手当の支給月数の引き上げに伴うものを計上しております。

そのほか、人事異動等に伴う人件費の調整や特別会計への繰出金を計上しております。

ふるさと納税関係経費について説明をいたします。

予算書の8ページから11ページにかけての総務費の総務管理費、財産管理費でございますが、報償費、需用費、役務費、委託料を計上しております。これは歳入で説明しましたとおり、ふるさと納税が大幅にふえる見込みで、それに対する経費を補正するものでございます。

報償費はふるさと納税返礼品代、需用費は寄附証明等用紙代やインク代等の消耗品費、役務費は返礼品の宅配料、寄附証明等発送に係る郵便料及びふるさと納税の申し込みやクレジット決済などを行う楽天等のシステム手数料で、委託料はふるさと納税返礼品の発注や発送管理などを行う業務等、寄附者が寄附した自治体に申請すれば、確定申告をしなくても税控除が受けられる制度、ワンストップ特例制度とありますが、その申請の受け付け、点検業務の委託料でございます。

次に、財産管理費の積立金でございますが、ふるさと納税の寄附金をふるさとづくり基金に積み立てるものでございます。経費に充当する分を差し引いた寄附金を積み立てることにしております。

ふるさと納税関係経費の説明は以上でございます。

次に、10ページ、11ページですけど、10ページ、上の枠の3段目の企画費の繰出金でございますが、これは工業用地造成事業特別会計への繰出金でございます。

一般会計補正予算（第7号）についての説明は以上でございます。

次に、議案第63号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第64号下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第65号介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、これら特別会計3件とも、歳出につきましては、一般会計補正予算（第7号）と同じく給与改定に係る条例改正等に伴う職員の人件費の調整で、それぞれの費目において計上をしております。財源といたしましては、一般会計からの繰入金をそれぞれ計上しております。

次に、議案第66号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明をいたします。

南九州大学高鍋キャンパス跡地の工業用地造成事業費について予算編成をしたものでございます。

それでは、4ページをお開きください。第2表、繰越明許費でございますが、工業用地造成事業の工期が十分とれませんので設定をするものでございます。

6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正は内陸工業用地等造成事業に係る借入限度額の変更をするものでございます。

歳入について説明します。10ページをお願いいたします。

繰入金、一般会計繰入金は2億5,520万円を計上しております。町債は造成事業に係る内陸工業用地等造成事業債6億5,980万円を計上しています。

12ページをお願いいたします。歳出について説明をいたします。

工業用地造成事業費でございますが、委託料1,500万円はポリ塩化ビフェニルの運搬処分の委託料でございます。ポリ塩化ビフェニルは略称でPCBといたしますが、PCBは昭和40年代までに建設された建物の変圧器やコンデンサー、安定器に使用されておりました、特別管理産業廃棄物となっております。PCBがあることが判明いたしましたので、法に基づき適正な処理をする必要があることから、その委託料を計上をしております。

工事請負費9億円は造成工事費で、土地造成、調整池、給水管等の工事費でございます。説明は以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第57号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 給与についてはラスパイレスが言われますけれども、現在どのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

また、組合との交渉においては、職員の意見反映は十分にできているのかお伺いしたいと思います。

現在、年金支給の関係で、再任用は全員採用することとなっているのかどうか。また、その際、給与は落ちますが、高鍋独自で給与体系は持っているのかどうかお伺いしたいと思います。

職員を評価する判断についてはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 3点についてお答えをいたします。

まず、ラスパイレスの関係でございますが、本年4月1日現在のラスパイレス指数につきましてはまだ未公表となっておりますので、昨年平成28年4月1日現在の指数であります。本町の指数につきましては97.8となっております。

組合との交渉につきましては定期的に実施をしております、交渉を通じて意見を交換し、意思疎通を図っているところでございます。

続きまして、再任用についてでございますが、再任用職員につきましては、高鍋町職員の再任用に関する条例等に基づきまして運用をしております。採用選考におきましては、退職日以前の勤務実績や知識、経験、技能等の保持状況、常勤職員の配置状況等を基準としております。現在のところ、希望者は全員採用となっております。

給与につきましては、国、県に準じて一般職と同じ給料表の別欄に定められておりました、職責、勤務時間に応じて適正な額を支給しておるところでございます。

次に、職員の人事評価についてでございますが、職員の評価につきましては、高鍋町人事評価制度に基づきまして能力評価、業績評価を行いまして、複数の評価者の視点から5段階の評価尺度によって実施をして、決定をしているところであります。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それでは、人事評価のことだけについてもう一度、再度お聞きしたいと思います。

5段階で行っているということなのですが、特別なことがない限り、大体そのランクというのは大体変わらないのかどうかと。職員の勤務態度とか、仕事の能力なんかはどういうふうの評価しているのかなというふうに、ちょっと気になるんです。だから、課長が係長以下の評価をしたりとか、いろいろしていると思うんですが、職員によっては仕事の状況によって評価が落ちるといふ職員もいるのかどうか、その判断をちょっとどうしているのかということをお伺いしたいと思います。お伺いというよりも確認をさせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 直近の期末手当の成績率について言いますと、5段階と言いましたとおりS、A、B、C、Dという形で5段階で区分をされておりまして、それによって課長あるいは課長補佐、係長がそれぞれの職責に応じて人事評価を行っております。その目標をまず期首面談で、職員につきましては設定をしまして、それに応じた形の中でそれぞれの面談によって評価を行いまして、その結果としまして、直近の期末手当の成績率で申し上げますと、Sにつきましてはおりません。Aの職員が2人、Bの職員が151人、Cにつきましては3人、Dが1人という形で、直近ではなっております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それでは、再度確認をさせていただきたいと思います。

直近で、人事評価について本人から支給時に対して、要するに不服申し立てというか、そういうのがあるのかどうかということ、そこをお伺いしたいと思います。後でないところとちょっとわからない部分もありますので、昨年の例なりとか、それでお答えいただければよろしいかなと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） 最終的な決定につきましては、審査会というのを開きまして、職員側の代表と組合の代表を含めた審査会の中で決定をした後に決定をされまして、それを本人に公表、フィードバックしまして行っております。そうした中の取り扱いを行った結果、そういう不服申し立て等については現在のところ出ておりません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第57号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

職員数及びラスパイレスは、私が議員になったときと比較すると、職員の意見反映が薄くなっていると感じます。その理由は、日本の国の経済状況とは考えますが、それを理由にして公務員の働き方を変えてきていると私は思います。職員はその働きに応じて給与、期末、勤勉手当などがありますが、高鍋町内で働いている公務員以外の職種では、決して高い給与水準にあるわけではないと聞き及んでおります。

しかし、そのことを理由に職員給与を低く抑えたりすることのないように十分な配慮が必要です。公務員の給与は人事院勧告などで保障されていると思いますが、民間給与を水準とすると幾分か低いと感じております。職員数も減り、仕事は本当に大変だと考えます。そのことを考えたとき、このアップ案件は賛成すべきと判断をいたしましたので、賛成いたしたいと思います。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第57号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第57号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第58号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第58号高鍋町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第59号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の

施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第59号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第60号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 先ほど、提案理由の説明によって児童の9割が施設入所ということで、里親制度を推進するということが目的である、この改正をされた理由であるということ、それと養子縁組里親とすることでいろんな状況での利用が可能になるということ、具体的な内容についても説明があったんですが、どういうところで拡大ができるのかどうかお伺いしたいと思います。

このように、育児休業に関する法律はあるんですけども、育児休業に関しての給与保障は、現在、存在していないと私は思います。有名無実となっているこの条例に対し、町長はどのように思っておられるのかお伺いしたいと思います。

育児休業があっても、無給では取れない状況があるかもしれませんが、現在職員のほとんどが取得していると思いますが、全員取得している実態はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 育児の休業期間中につきましては無給であるわけでございます。

これは一般企業につきましてもほとんどの会社が無給でございます、育児期間中。本町の場合は、初めの6カ月間は67%、給料の、次の6カ月間は50%、市町村共済組合から育児休業手当が支給されております。一般企業も平均的にみますと、1年間は給与の社会保障、社会保険に入っている企業は60%、社会保険からその程度支給されるということでございます。

ただ、この件につきましてはいろいろと社会情勢が変わりますので、民間等の支給状況

等を勘案した上で、国、県に準ずるものでございますので、今後も動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） お答えいたします。

育児休業が取得できるものの範囲につきましては、地方公務員法の育児休業等に関する法律により定められているところでございますが、本条例に定めるところによりまして、先ほども申し上げましたが、児童の親等の意に反するため養子縁組里親として認められない養育里親についても取得できるようになるものであります。

次に、職員の状況であります。過去4年間でお答えをいたしますと、延べ7名の職員のうち全員が取得をしております。そのうち女性職員が延べ6名で、取得期間は子どもが1歳になるまでとなっております。また、本年度、男性職員が初めて1名、1週間を取得しております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 済みません、ページが違っていたので読まなかったのですが。

また、育児休業を終えて、希望する保育園入所が不可能である場合、その際の特例はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） お答えいたします。

育児休業期間は子どもが3歳に達する日までとなっておりますが、この場合につきましては、さらに期間を延長することができることとなっております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第60号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

国は女性の社会参加、働き方を含め、保育所などの充実、無料化を公約しております。しかし、実態はどうでしょうか。先進国では、育児休業中でも社会でしっかりと保障し、働き方も、残業なし、男性も積極的に子育て支援を行う育児休業もしっかりととれる仕組みが構築されています。

確かに、共済などでの育児休業中給与保障は67%と聞き及んでいます。しかし、これを自治体が負担では難しいかもしれませんが、法と実態がかみ合う例規をつくるのが、これだけ発展した社会で働く女性を応援する一番の方法ではないかと思えます。

自治体の長はこのことにメスを入れ、国に対して、法と実態がかみ合い、働く女性だけでなく、男性も十分に子育てに参加できる仕組みを高鍋から発信できることを希望して、賛成の討論といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第60号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第60号高鍋町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第61号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第61号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部改正については原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第62号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 工業用地造成工事分を基金から繰り入れたようなんですが、財政調整基金の本来の目的は何か、お伺いしたいと思います。

ふるさと納税について外部委託するというのが提案されておりますが、現在の臨時職員雇用との違いはどういうふうになるのかお伺いします。

土木総務費で時間外がありますが、具体的にはどのような要因があるのかお伺いします。

今回の予算は人事院勧告に伴う補正であると説明されたが、農業総務費については減額となっているが、これは職員派遣に伴う減額なのか。当然、派遣されている職員も今回の人事院勧告については認められると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） まず、財政調整基金についてでございますが、この基金の設置目的は各年度における財源の調整を図り、財政の健全な運営に資することです。

今回、必要やむを得ない経費として、工業用地造成事業特別会計繰出金の財源に充てるものでございます。

次に、ふるさと納税業務に係る委託の件でございますが、今回、新規にワンストップ特例申請書受付業務委託を補正計上しております。

ワンストップ特例申請は、確定申告をする必要のない方が税控除を受けるために、寄附自治体へ1月10日までに申請するものでございますが、年末にかけて寄附が集中しまして、今後、12月でも数万件に上る申請の受付、点検事務が予想されまして、膨大な作業量に対応する人手不足が懸念されることから、その受付、点検事務を外部委託するものでございます。

外部委託する事務はふるさと納税業務の一部でございまして、現在雇用している6名の臨時職員につきましては、引き続き寄附受領証明書等の書類発送作業や寄附情報に関する問い合わせなど、ふるさと納税事務全般に従事していただくところとしております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 土木総務費の時間外の補正であります。ことしは8月以降4つの台風が襲来し、その都度、気象警報の発令により職員の出勤が必要となり時間外が予想以上にふえたことと、職員の長期入院により、その業務をほかの職員が行う必要がございますので、時間外の補正を行うものでございます。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（河野 辰己君） お答えいたします。

お見込みのとおり、農業総務費の減額につきましては、本年10月から民間企業へ派遣中の職員の給与費を、農業総務費から一般管理費へ振り替えるものでございます。

なお、派遣中の職員につきましても、人事院勧告に伴う調整分を反映しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 先ほど1点だけ、ワンストップ特例の申請ということで、これ外注させるということなんですが、このことについては、この業者についてはそういう能力を有しているのかどうかということをごきちんと言いたいただきたいなと思うんです。そうでないと、先ほどの答弁であったように数万件という、これに間違いがあっては相手に申しわけないと思いますので、このことについては非常に慎重に行う必要があると思いますので、このことについては、実績があるのかどうかということも踏まえて選定されて

いるのかどうか、そこだけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 今回委託しようとする業者については、まだ決まっておりません。今後、この予算が通ったら委託業者を決めていきたいと思いますが、議員が御心配されるようないろんな面、個人情報取り扱いの面とか、そういうのもあると思いますので、そこら辺をしっかりと見きわめながら、そういうできる業者であるかどうかを見きわめながら、その業者に委託していきたいと思っております。

聞くとところによりますと、まだ決まっておりますけど、いろんな、余り事業数とかそういう事務、業務は多くはございませんけど、宮崎県においてもそういう事業に委託するというような動きが出ておりますので、そこら辺とあわせて、見きわめながら、事業者については選定していきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） やはりちょっと気になるのは、宮崎県がこのふるさと納税では突出して多くなっている自治体が多いということもあって、このワンストップ特例の申請については非常に皆さん注目をされているところじゃないかなと思うんです。こういうところで問題が発生すると、どこの自治体とは申し上げませんが、何か返礼品はやったのにお金をお返ししたという事例があるそうなんです。

もう、だから、1万円らしいんですけど、そういう事実も発生している自治体もありますので、実際こういうことも考えて、そここのところでは間に合うのか間に合わないかというところも非常に重要なところになってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ここは慎重に選んでいただきたいというふうに思いますので。そこは希望ですので答弁は必要ないと思いますが、そこに注意をしていただきたいというふうに、これはお願いをしたいと思います。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第62号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で討論をお願いします。

この案件には、職員の期末手当などを含む増加があると同時に、ふるさと納税に関して15億円、合計で25億円との見込みであって、期待できる数字です。楽天への参加によって、このように大きく、効果は絶大です。

これによって、商業者も製品開発及びいろんなアイデアで飛躍的に売り上げを伸ばして

いる実態もあるようです。忙しいけれど売上げが伸びれば当然笑顔がこぼれます。その笑顔を見てほかの事業者が、俺も何とかしなければと、いい意味での競争力が生まれます。これに農業者もついていき、高鍋の農業者の経営感覚が研ぎ澄まされることはいいことです。農業者の6次産業化も、このことによって前進することを希望していますし、商業者がどうすればあのシャッター通りを改善したいとの希望を持って臨んでいただき、再び活気がよみがえる状況をつくり出してほしいと、切に願っているところです。

しかし、私が気になるのは、一般会計から南九州大学跡地を造成するために基金を出すことです。そのことについては慎重に行動していかないと、基金というのは限られた数字でありますし、枯渇するということも十分に考えていかなければならないと思います。

高鍋町に見合った基金をしっかりと確保していきながら、そのことをどう成就していくか、そこを十分に考えていただきたいと苦言を呈して、賛成といたしたいと思います。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第62号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第62号平成29年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第63号平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これも一般会計と同様なんですが、時間外があるようですが、内容はどのようなものと想定しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） お答えいたします。

時間外勤務手当についてでございますが、平成30年度からの国民健康保険広域化に伴う新システムの構築及び確認作業や新たな予算編成など、事前準備に係るものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第63号平成29年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決いたしました。

ここでしばらく休憩したいと思います。11時10分より再開いたします。

午前11時00分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

次に、議案第64号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第64号平成29年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第65号平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ここにも時間外があるんですが、それについてお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） お答えいたします。

時間外勤務手当についてでございますが、現在進めております3年に1度の老人保健福祉計画、介護保険事業計画策定に係るもの、また地域包括ケアシステム構築に向けた医療介護連携、認知症初期集中支援チームに係るものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第65号平成29年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第66号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 造成工事となると、当然名義変更が主体になると考えております。南九州大学用地に関しては、今まで当然名義が南九州学園所有と誰もが思っていたはずですが、ここに来て名義が違うとなれば、当然売買も無効となります。キヤノンとの信頼関係も崩れかねません。名義は本当に12月いっぱいに変更され、売買契約が全ての土地が完了するのかどうかお伺いしたいと思います。

それとも、工場建設予定については、最低信頼を得られる状況にはできるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） 南九州大学用地の名義変更についてですけれども、現在、南九州学園において名義の変更の手続を行っているところでございます。高鍋町からも速やかに変更作業を進めるよう強く要請をしているところでございます。年内で全ての名義変更が完了するという事は非常に難しい状況なんですけれども、工場建設予定地についてはキヤノンの信頼を得られる状況にあるというように考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これは要望にもなるんですが、売買するに当たっては、他人名義の土地は売買することができません、基本的に。だから、そのところを、もしキヤノンの側から全体必要なヘクタールというか、それが確保できなければだめですよという、工場は建ってもほかの部分がだめですよというふうにならないようにしていただきたいなというふうに思うんです。

5月からの向こうの工場建設に合わせての用地について、これは南九州学園について高鍋町から、私たちがどうにかできることではありませんので、基本的に、南九州学園側に頑張ってもらえないと仕方がないということはあるんですけども、これでキヤノンだけの信頼を損ねることではない。このことが高鍋町の信頼を損ねることにもなりかねないということを考えたときには、当然来年の4月までは、例えば造成工事をしない場所であっ

ても、キヤノンとの売買交渉をするところについては何らかの形でしっかりと確保をしていくというのが必要になってくるんじゃないかなと。そうでないと、当初議会にもお話があったような形での売買交渉がスムーズにいかないという場合、叱責を買うというか、そういう自治体の仕事としてはいけないなというふうに、私は思うんです。

だから、石橋をたたいて渡りますが、私たち議員は渡りますけれども、少なくとも最低3月ぐらいまではもうきちっとしていただかないと、なかなかこれを認めてきた議員各位も非常に不安を持っていると思いますので、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（児玉 洋一君） そのように取り組んでまいります。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第66号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論を行います。

私はこれまで南九州大学跡地に関して、キヤノンが進出することについては賛成をしてまいりませんでした。賛成をしていませんでした。

しかし、ここに来て、工業用地造成事業について賛成をするその理由は、私は今まで心配をずっとし過ぎていたというところがあるのかもしれない。しかし、ここに来て賛成する一番大きな理由というのは、私が賛成することによって、先ほど副町長も答弁されましたけれども、自治体の信頼をしっかりと構築していかなければならない、そしてそのためにはしっかりと名義を変えていただく、このことが私にも課せられた課題ではないかなというふうに思っております。そうでないと、私は反対したから知らんふりと、そういうわけにはいかないということを、ここに来て私は考えを変えたところです。

そういうふうにして、自治体が行う仕事、できる仕事、そしてこれは南九州学園がしなければならなかった仕事、それに対して、私は昨年日本共産党の政府交渉において、文部科学省にはきちんと申し上げました。税がかけられるように、学校用地としての、外してほしいと、そういうことを申し上げました。そのときに、しっかりと私が文部科学省と約束を取りつけていけば、このような問題は起きなかったのではないかと悔やまれてなりません。私はこのことを考えたときに、何としても一度決めたことは議会も一緒になって、皆さんと一緒に、しっかりと応援していく立場にならなければならないのではないかなという判断に至った次第です。それで、賛成としたいと思います。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第66号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第66号平成29年度高鍋町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これで、平成29年第2回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員